

## 通知を受けた争議行為の実施内容を公表します

労働関係調整法第 37 条第 1 項と労働関係調整法施行令第 10 条の 4 第 1 項の規定に基づいて、国鉄動力車労働組合総連合から、以下のとおりストライキ等の争議行為を行う旨の通知がありましたので、同条第 4 項の規定に基づいてお知らせします。

### 1 開始日

平成 28 年 3 月 14 日以降

### 2 場所・影響都道府県

別記のとおり

### 3 要求事項

賃金引上げ等

平成 28 年 3 月 10 日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

### 別 記

東日本旅客鉄道株式会社、J R 千葉鉄道サービス株式会社、J R 水戸鉄道サービス株式会社、J R 高崎鉄道サービス株式会社、J R 新潟鉄道サービス株式会社、株式会社東日本環境アクセス、新潟鉄道荷物株式会社、J R 東日本テクノロジー株式会社（青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野、静岡）

日本貨物鉄道株式会社（沖縄県を除く全国）